

令和4年8月5日

株式会社晋遊舎に対する景品表示法に基づく課徴金納付命令について

消費者庁は、本日、株式会社晋遊舎（以下「晋遊舎」といいます。）に対し、同社が供給する「スペシャル！フレンズファミリーキャンペーン」と称する景品類を提供する企画の対象となった懸賞付きパズル雑誌29誌及び「フレンズありがとうキャンペーン」と称する景品類を提供する企画の対象となった懸賞付きパズル雑誌34誌に係る表示について、景品表示法第8条第1項の規定に基づき、課徴金納付命令（別添参照）を発出しました。

1 違反行為者の概要

名 称 株式会社晋遊舎（法人番号 5010001092733）
所 在 地 秋田県大仙市協和船岡字一ノ渡 178
代 表 者 代表取締役 武田 義輝
設立年月 平成7年9月
資 本 金 1000万円（令和4年7月現在）

2 課徴金納付命令の概要

(1) 課徴金対象行為（違反行為）に係る商品

「スペシャル！フレンズファミリーキャンペーン」と称する景品類を提供する企画の対象となった別表1記載の懸賞付きパズル雑誌29誌（以下「本件商品①」という。）及び「フレンズありがとうキャンペーン」と称する景品類を提供する企画の対象となった別表2記載の懸賞付きパズル雑誌34誌（以下「本件商品②」という。）

(2) 課徴金対象行為

ア 表示媒体

- (7) 本件商品①の表紙及び誌面
- (4) 本件商品②の表紙及び誌面

イ 課徴金対象行為をした期間

- (7) 本件商品①
平成30年6月7日から平成31年2月26日までの間
- (4) 本件商品②

令和元年6月7日から令和2年2月25日までの間

ウ 表示内容（別紙1及び別紙2）

例えば、平成30年6月19日発売の「みつけて楽しい！まちがいさがしフレンズ 8月号」と称する商品等の誌面上で実施した「スペシャル！フレンズファミリーキャンペーン」と称する景品類提供企画について、「現金1万円」、「25名様」、「現金2万円」、「10名様」、「現金5000円」、「75名様」等と表示するなど、別表3「対象商品」欄記載の商品の誌面上で実施した同表「対象景品類提供企画」欄記載の景品類提供企画について、同表「景品類に係る表示内容」欄記載のとおり景品類及び当せん者数を表示するとともに、同表「景品類提供企画に係る表示内容」欄記載のとおり応募締切日及び発送に関する事項を表示することにより、あたかも、同表「対象商品」欄記載の商品の誌面上で実施された景品類提供企画に応募して当せんすれば、それぞれの景品類について、応募締切日から相当の期間内に誌面上に表示された数の当せん者に景品類が提供されるかのように表示していた。

エ 実際

晋遊舎が当せん者に対して別表3「景品類に係る表示内容」欄記載の景品類を発送したのは同表「景品類発送日」欄記載の日であり、景品類が提供されたのは、応募締切日から同表「応募締切日から発送日までの期間」欄記載の日数が経過した後であった。

(3) 課徴金対象期間

ア 本件商品①

平成30年6月7日から平成31年2月26日までの間

イ 本件商品②

令和元年6月7日から令和2年2月25日までの間

(4) 景品表示法第8条第1項ただし書に該当しない理由

晋遊舎は、本件商品①及び本件商品②の各商品について、それぞれ、不当表示の防止等を図るための管理監督を十分に行うことなく、前記(2)の課徴金対象行為をしていた。

(5) 命令の概要（課徴金の額）

晋遊舎は、令和5年3月6日までに、別表4「課徴金額」欄記載の額を合計した1231万円を支払わなければならない。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課

電 話 03 (3507) 9239

ホームページ <https://www.caa.go.jp/>